

関係会員各位

公益社団法人福島県トラック協会
会 長 佐 藤 信 成
(公印省略)

「標準的な運賃」届出促進に係る説明会の開催について

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、一昨年「標準的な運賃の告示制度」が導入されましたが、この法令は働き方改革に伴うドライバーの罰則付き時間外労働年 9 6 0 時間の上限規制が適用される 2 0 2 3 年度末までの時限立法措置となり、標準的な運賃の適用を通じてトラック運賃の引き上げを後押しし、それを原資にドライバーの労働条件や処遇の改善を図るためのものです。

この標準的運賃を適用するためには届出が必要となります。「標準的な運賃の告示制度」の時限延長の上申も想定しておりますが、そのためにはトラック業界が「標準的な運賃・料金」を必要としているということを示すために各事業所の届出が必要となります。

福島運輸支局照会では 1 月現在で運賃届出をしている会員事業者は 4 4 8 社となり 6 1 . 5 % と着実に増加しておりますが目標としている 8 0 % までまだまだ至っておりません。

つきましては、下記の通り各地域にて福島運輸支局の協力を得ながら説明会を開催いたしますので未届け事業者におかれましてはご参加いただけますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染状況により、中止や延期など変更の可能性がありますので予めご了承下さい。

記

1. 開催日時

日 時	会場	住所
3 月 7 日 (月) 1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 3 0	県ト協研修センター	福島市飯坂町平野字若狭小屋 32
3 月 7 日 (月) 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 3 0	県中研修センター	郡山市喜久田町卸 3 丁目 5
3 月 8 日 (火) 1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 3 0	いわき方部共同休憩所	いわき市小名浜島字館下 19-1
3 月 8 日 (火) 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 3 0	相馬方部共同休憩所	相馬市赤木字松ヶ澤 144-7

2. 講習会内容

- (1) 開会、主催者挨拶
- (2) 標準的運賃告示制度の概要 (東北運輸局福島運輸支局 専門官 様)
- (3) 届出全般に係る説明
- (4) 作成に係る説明
- (5) 質疑応答 (終了後の個別対応含む)

3. 問合せ先

(公社) 福島県トラック協会適正化事業部 (小野、菅野陽、瓶子、森口) TEL024-558-7755
mail:tekiseika@fukutora.jp

「標準的な運賃」届出促進に係る説明会申込書

福島県トラック協会適正化事業部 行き

「標準的な運賃」届出促進に係る説明会 回答 (FAX024—558—7731)

- ・必要事項をご記入のうえ、FAXで申し込みください
- ・諸事情により予定が変更される場合があります。ご了承ください

2月28日(月)までに報告をお願いします。

1. 出席者

支部 (該当支部に○を付けて下さい)	会社名
県北 ・ 県中 ・ 県南 会津 ・ 相双 ・ いわき	
役 職	氏 名

2. 出席する会場に☑を入力して下さい。

<input type="checkbox"/>	3月7日(月) 10:00～ 県トラック協会研修センター	☎024-558-7755
<input type="checkbox"/>	3月7日(月) 14:00～ 県中研修センター	☎024-963-0780
<input type="checkbox"/>	3月8日(火) 10:00～ いわき方部共同休憩所	☎0246-58-8223
<input type="checkbox"/>	3月8日(火) 14:00～ 相馬方部共同休憩所	☎0244-37-3070